

吉富町夏季の安全確保を目的とした代替公共体育館使用料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、吉富町体育館（以下「町体育館」という。）の施設環境を踏まえ、夏季の猛暑下の熱中症事故の発生を防止し、町民の健康及び生命を確保するため、町体育館の代替施設として空調設備が整備された公共体育館を使用する場合において、予算の範囲内で、吉富町夏季代替公共体育館使用料助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、スポーツ活動等の安全で継続的な実施の促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体の代表者とする。

- (1) 町内に住所を有する者であること。団体にあつては、構成員の過半数が町内に住所を有する者であること。
- (2) 町体育館において継続してスポーツ活動等（文化活動のうち身体活動を伴うものを含む。）を行う意思を有する個人又は団体であること。ただし、吉富町スポーツ協会の少年の部に登録されている団体にあつては、その活動に係る吉富小学校体育館、吉富町武道館及び吉富漁港総合グラウンドの使用について、その意思を有するものとして取り扱うものとする。
- (3) 吉富町の町税及び使用料を滞納していないこと。
- (4) 本助成金の対象である公共体育館の使用に関して他の補助金又は助成金を受けていないこと。

(助成対象期間)

第3条 助成対象期間は、令和8年7月1日から9月30日までの間とする。ただし、気象状況等を踏まえ、町長が特に必要と認める場合は、この期間を変更することができるものとする。

(助成対象施設)

第4条 助成対象となる施設は、九州周防灘地域定住自立圏内に所在し、空調設備（全館空調を含む。）が整備された公共体育館のうち、次に掲げる施設（以下「代替公共体育館」という。）とする。

- (1) 上毛町立体育館 ループアリーナ・メインアリーナ
- (2) 上毛町立体育館 ループアリーナ・サブアリーナ
- (3) ダイハツ九州アリーナ・サブアリーナ

(助成金の額等)

第5条 助成対象経費及び助成率は、別表に定めるとおりとし、代替公共体育館ごとに算出した額を合算し、100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象期間における最初の使用日の10日前までに、吉富町夏季代替公共体育館使用料助成金交

付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 施設使用者名簿（別記様式第2号）
- (2) 代替公共体育館利用計画（別記様式第3号）

2 前項の交付申請は、個人又は団体の代表者に対して1回限りとする。（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、吉富町夏季代替公共体育館使用料助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、第6条に規定する申請書を提出した後、助成金の交付申請を取りやめる場合は、速やかに吉富町夏季代替公共体育館使用料助成金交付申請取下げ届（別記様式第5号）を町長に届出るものとする。

2 町長は、前項の届出があったときは、当該申請に係る助成金の申請はなかったものとみなす。

（実績報告及び助成金の請求）

第9条 助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、利用期間が終了してから遅滞なく、遅くとも10月30日までに吉富町夏季代替公共体育館使用料助成金実績報告書兼請求書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 代替公共体育館利用実績（別記様式第7号）
- (2) 代替公共体育館の使用料（アリーナ使用料、照明使用料及び空調設備使用料）の領収金額が確認できるもの

2 前項の実績額による助成金の請求は、実績額が交付決定額を下回る場合は、当該実績額に基づき請求するものとし、実績額が交付決定額を上回る場合は、交付決定額を上限として請求するものとする。

（助成金の額の確定及び交付）

第10条 町長は、前条の規定による報告及び請求があったときは、住民登録等の確認のほか、当該報告に係る書類の審査を行い、前条第2項の規定に基づき助成金の額を確定し、交付決定者に対して吉富町夏季代替公共体育館使用料助成金額確定通知書（別記様式第8号）により通知し、助成金を交付する。

（交付決定の取消し及び返還）

第11条 交付決定者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けた場合は、町長は、交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

代替公共体育館	助成対象経費	助成率
上毛町立体育館 ループアリーナ ・メインアリーナ	継続的かつ計画的にスポーツ活動等を行うための以下の使用料 ・アリーナ使用料 ・照明使用料（通常の施設使用に不可欠なものに限る。） ・空調設備使用料（別途請求されるものに限る。）	1 / 2 （吉富町スポーツ協会の登録団体及び吉富町文化協会の所属団体は2 / 3）
上毛町立体育館 ループアリーナ ・サブアリーナ		
ダイハツ九州 アリーナ ・サブアリーナ		